

京丹後市で発生した食中毒について

平成25年7月5日
京都府健康福祉部
生活衛生課 Tel:075-414-4759
京都府丹後保健所
環境衛生室 Tel:0772-62-1361

7月1日(月)、京丹後市教育委員会からの連絡により丹後保健所が集団胃腸炎の発生を探知し、直ちに調査した結果、小学校の給食施設が提供した学校給食を原因とする食中毒と断定し、本日、丹後保健所長が同施設に対する営業停止処分を行いましたのでお知らせします。

1 探知の概要

7月1日(月)午後1時20分頃、京丹後市教育委員会から丹後保健所に対し、「京丹後市立 小学校の児童及び職員において、嘔吐・下痢等の有症者が発生している」と連絡があった。

2 調査結果(本日午後1時現在)

- (1) 初発日時 6月28日(金)午後6時頃
- (2) 有症者 ・京丹後市立 小学校(児童数124名、職員数14名)のうち、
児童36名(男児15名、女児21名 6~12歳)
職員等 5名(男性 1名、女性 4名 38~57歳)
・上記のうち17名が医療機関を受診。入院者なく、いずれも快方に向かっている。
- (3) 主な症状 嘔吐、下痢、腹痛
- (4) 病因物質 ノロウイルスG I
- (5) 原因食事 6月27日(木)に提供された学校給食
主なメニュー ご飯、とびうおのごまフライ、甘夏みかんのサラダ、トマトと卵のスープ、牛乳

3 原因施設

- (1) 屋 号 小学校
- (2) 所在地 京丹後市
- (3) 営 業 者

4 原因施設の特定期由

- (1) 有症者の共通食事は、当該給食施設が提供した学校給食のみである。
- (2) 有症者の発症状況が類似しており、また感染症を疑う事例は確認されなかった。
- (3) 学校給食調理従事者1名と有症者22名の検便からノロウイルスG Iが検出された。

5 丹後保健所の対応

- (1) 原因施設の立入調査(調理従事者の検便検査、衛生指導、施設の清掃・消毒の指示等)
- (2) 喫食者の調査(発症状況調査、喫食状況調査、検便等)
- (3) 食品衛生法第55条第1項の規定による営業停止処分
(7月5日から7月7日までの3日間)

※なお、営業者は、7月1日から営業を自粛しております。

食中毒注意報の発令状況(平成25年度)

| 食中毒注意報 | 発令月日(時間) | 発令対象地域 | | 発令基準 の区分 |
|--------|-------------|--------|----|-------------|
| | | 南部 | 北部 | |
| 第 1 号 | 7月9日(72時間) | ○ | | ① |
| 第 2 号 | 7月30日(72時間) | | ○ | ② |
| 第 3 号 | 8月9日(72時間) | ○ | | ① |
| 第 4 号 | 8月15日(96時間) | ○ | | ① |
| 第 5 号 | 8月20日(72時間) | ○ | | ① |
| 第 6 号 | 9月2日(72時間) | | ○ | ② |
| 第 7 号 | 9月3日(72時間) | ○ | | ② |
| 第 8 号 | 9月5日(96時間) | | ○ | ② |

【昨年の発令状況】計19回(南部7回、北部10回、南部・北部同時2回)

発令基準

食中毒が発生しやすい高温・多湿時に、食中毒予防の注意喚起を効果的に行うため、次のいずれかの条件を満たしたときに発令

- ① 気温30℃以上が12時間以上継続することが予想され、かつ当日の最低気温と最高気温の差が10℃以上となることが予想されるとき
- ② 前日の平均湿度が90%以上であり、かつ当日最高気温が25℃以上になることが予想されるとき
- ③ その他必要と認められたとき

食中毒予防の3原則を守ろう！

食中毒菌を

①つけない（清潔・洗浄・手洗い）

②増やさない（低温管理・乾燥）

③やっつける（消毒・加熱）

〈食中毒予防のための注意事項〉

- ア 調理した食品は、できるだけ早く食べ、室温で放置しない。
- イ 牛レバー等加熱して調理する食品は十分に火をとおす。
- ウ 冷蔵庫は過信せず、庫内温度に注意し、早めに食べる。
- エ まな板、包丁、フキンを消毒する。
- オ ネズミ、ハエ、ゴキブリを駆除する。
- カ 体調の悪い人、手に傷のある人は調理業務に従事しない。
- キ 用便後、調理前には、よく手を洗い消毒する。



京都府情報誌 まゆまる

～京都府報道発表資料～